

J A M 政策NEWS

2002年12月4日 第2003-5号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

雇用問題に関する政労使合意まとまる

本日朝、政労使雇用対策会議が開催され、雇用の維持・確保に向けて政労使が一致して取り組んでいくことが確認されました。

これは、11月26日に小泉首相の要請を受けて開かれた政労使雇用対策会議の確認に基づき、三者による合意が実現したもので、雇用問題について政労使が合意したのは初めてのことです。合意内容のポイントは次の通りです。

雇用問題に関する政労使合意のポイント

平成14年12月4日

政労使は、現下の厳しい雇用失業情勢の下で雇用問題への対応について検討し、別紙の通り（略）、一致協力してこの難局に対処することとした。政府はこの合意に基づき、補正予算及び平成15年度予算の編成並びに関連法律案の提出など早急に必要な施策を樹立し実施することとし、労使はこれに協力することとした。そのポイントは次の通り。

- 1 雇用の維持・確保について、経営側はこれまで以上に最大限の努力を行い、労働側はこれに対応して雇用維持のために労働条件の弾力化などにより協力し、政府は労働保険制度の効率化・重点化を行うとともに、企業の雇用維持・確保努力に対する支援を行う。
- 2 就職促進について、政府は、意欲を持つ者が仕事に就けるよう、再就職促進体制の整備、雇用創出、雇用保険制度改革の有機的連携により、就職促進体制を構築する。
- 3 労働市場改革について、政労使は、就業形態の多様化を進めるため、必要な規制改革を推進し、労働法制の見直しを行うことについて合意した。

なお、この会議の席上、連合・笹森会長は、次のような発言を行いました。

<政府に対して>

政府は、補正予算及び平成15年度予算の編成や政策立案にあたって、雇用最重視の観点に立つ責務を負ったものと認識している。

<経営側に対して>

経営側は雇用の維持・確保が社会的使命であることを改めて認識し、傘下の業界団体および個別企業に対し、今回の合意内容を伝え、それぞれの立場において最大限の努力と真剣な労使協議を行うよう求める。

<個別課題に対して>

雇用保険料について

「現行保険料で賄えない場合には、**雇用保険料の引き上げによらず、国が負担する**」との労使の強い主張を着実に実施するよう求める。

また、**給付水準は原則堅持、さらに強化することが重要**。そのために**不足が生ずれば、一般会計で賄っていくべき**である。

労働条件の弾力化について

「雇用コストを削減して雇用維持を図らなければならないような場合には労働条件の弾力化にも対応する」というのは、**あくまでも「雇用の維持」が大前提**である。

労働法制の見直しについて

現在審議会で議論中の課題は、その場で連合の主張をしている。社会的に**必要な規制やワークルールについては、いたずらに緩和、撤廃に走ることなく、勤労者の権利や立場をしっかり守っていくことが大事**である。

